

精神障がい者保健福祉手帳で受けられるサービス一覧

※サービスの利用方法等については、各問合せ先にご確認下さい。



制度区分		サービス内容	問合せ先
国の福祉制度	生活保護	生活保護の障害者加算の認定（手帳1、2級） 生活保護を既に受給している方で、障がいの原因となった疾病について、初診から1年6ヵ月以上過ぎている方は障害者加算がつくことがあります。	恵庭市役所 福祉課 生活保護 Tel33-3131（内線1213）
	年金・手当等	障害基礎年金 初診日が国民年金加入期間、もしくは20歳前または60歳以上65歳未満の年金加入期間にある病気やけがで一定の障害の状態になったときに支給されます。 ※保険料の納付要件があります。	恵庭市役所 市民課 年金担当 Tel33-3131（内線1117）
		障害厚生年金・障害共済年金 初診日が厚生年金保険または共済組合の加入期間中にある病気やけがで、障がい者になったときに支給されます。1～2級の認定をされた場合は、障害基礎年金も併せて支給されます。	新さっぽろ年金事務所 お客様相談室 Tel011-892-9313 各共済組合事務局
		特別障害者手当・障害児福祉手当 日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者が対象となります。	恵庭市役所 障がい福祉課 Tel33-3131（内線1215）
		児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給 ◇児童扶養手当 父親・母親が重度の障がい者で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童を養育している人が対象 ◇特別児童扶養手当 重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方が対象	恵庭市役所 子ども家庭課 Tel33-3131（内線1243）
		心身障害者扶養共済制度の加入 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金をおさめることで、万一のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。 ※支給される給付金については、所得税はかかりません。	
国等の福祉サービス	税制	障害者控除（所得税・住民税） ◇手帳1級の場合 特別障害者控除→所得税40万円・住民税30万円が控除 ◇手帳2・3級の場合 障害者控除→所得税27万円・住民税26万円が控除 ※障がい者である親族を扶養している方も、障がい者控除を受けられます。	恵庭市役所 税務課 Tel33-3131（内線1414） 札幌南税務署 Tel011-555-3900
		個人事業税の減免 事業主控除をする前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、事業税額が7,500円（事業税額が7,500円以下のときは全額）減免されます。	札幌道税事務所 税務管理部 〈個人事業税〉 Tel011-281-7811
		ゴルフ場利用税の非課税 障害手帳を提示することで、ゴルフ場利用税が非課税となります。	〈ゴルフ場利用税〉 Tel011-281-7861
		相続税の障害者控除 障がいのある方が相続により財産を取得した場合に、85歳になるまでの年数に応じて相続税の障害者控除が受けられます。 ◇手帳1級の場合の控除額 (85歳-障がい者の年齢) × 20万円 ◇手帳2・3級の場合の控除額 (85歳-障がい者の年齢) × 10万円	札幌南税務署 Tel011-555-3900
		贈与税の非課税 特別障がい者（手帳1級）を受益者とする信託契約に基づき、金銭等の財産が信託されたときは、6,000万円を限度として贈与税が非課税となります。特別障がい者以外（手帳2、3級）の方については、3,000万円が限度となります。	

制度区分	サービス内容	問合せ先
国等の福祉サービス	第3種郵便の承認（障害団体の発行）	各郵便局
	生活福祉資金の貸付 経済的自立と生活の安定を目指すことを目的に、障がい者世帯を対象に貸付します。	社会福祉協議会 Tel.33-9436
	マル優・特別マル優制度 小額預金・小額公債等について、それぞれ元本350万円までの利子等が非課税となります。	各ゆうちょ銀行 各金融機関
	携帯電話の基本料金等の割引	各携帯電話会社
	NHK放送受信料の減免・免除 ◇全額免除→手帳を持つ方の世帯全員が市民税非課税の場合 ◇半額免除→手帳1級を持つ方が世帯主として受信契約している場合	NHK北海道 中央営業センター Tel.011-232-4021
	電話番号案内の無料サービス	NTTふれあい案内 Tel.0120-104-174
	駐車場禁止規制の適用除外（手帳1級） 駐車禁止規制除外標章が交付され、駐車禁止区域での駐車が認められません。	千歳警察署 Tel.42-0110
北海道での支援策	自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の課税免除及び減免 障がい者本人または障がい者と生計を同じくする人が運転し、主に障がい者の通院・通学・生業等のために週1日以上運転することを継続的に行っているなど、一定の条件を満たしている場合に控除されます。（1台に限る）	<普通自動車> 札幌道税事務所自動車税部 車 税：011-746-1190 取得税：011-746-1195 <軽自動車> 恵庭市役所 税務課 Tel.33-3131（内線1430）
	道立の文化・体育館施設の使用料の減免	各施設
恵庭市での支援策	恵庭市内体育館の使用料の減免 総合体育館、島松体育館、駒場体育館、福住屋内運動広場の個人使用料金が無料になります。	恵庭市体育協会 （総合体育館内） Tel.21-9900 恵庭市健康スポーツ課 Tel.25-5727
	エコバス エコタク障害者割引制度 障がい者本人、また、その介護者（精神手帳1・2級の方に付き添う場合）は手帳の提示により半額となります。	恵庭市役所 生活安全課 Tel.33-3131（内線1182）
	市営駐車場 定期駐車券およびプリペイドカードの減免 自動車税・軽自動車税の課税免除または減免を受けている自動車は申請により半額となります。	
	重度心身障害者医療費の助成（手帳1級） 医療機関等に通院でかかった時の医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。（所得制限があります）	恵庭市役所 国保医療課 Tel.33-3131（内線1166）
	重度障害者タクシー料金助成（手帳1級） 外出困難な重度障がい者に対しタクシー料金の一部を助成します。（助成額 額面500円のタクシーチケット26枚 年1回）	恵庭市役所障がい福祉課 Tel.33-3131（内線1219）
避難行動要支援者名簿への掲載（手帳1級） 災害が発生した際に自ら避難することが困難な人で、特に支援を必要とする人の名簿を作成し、災害時の安否確認や避難支援に役立ちます。	恵庭市役所 基地・防災課 Tel.33-3131（内線2242）	

精神障害者保健福祉手帳は2年ごとの更新が必要です。有効期限の3カ月前から手続き可能です。

必要なもの ・手帳 ・印鑑 ・指定の診断書または障害年金証書、年金裁定通知書など

※住所や氏名が変わった場合、等級変更がある場合、手帳を紛失した場合、障がい者に該当しなくなった場合や死亡した場合は、届け出が必要ですのでご連絡ください。

〈問合せ先〉 恵庭市障がい福祉課 恵庭市京町一番地 TEL33-3131（内線1219）